



平成 26 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社富士通ビー・エス・シー  
代 表 者 名 代表取締役社長 小 島 基  
(コード 4793 J A S D A Q)  
問 合 せ 先 広報 I R 室長 久 保 田 律  
(電話 03-3570-3481)

## 過年度に係る内部統制報告書の訂正報告書の提出について

当社は、本日公表した「過年度に係る有価証券報告書等の訂正報告書の提出及び過年度に係る決算短信等（訂正版）の公表について」においてお知らせしたとおり、本日過年度の有価証券報告書等の訂正報告書を関東財務局へ提出し、過年度に係る決算短信等（訂正版）についても公表いたしました。

また、これと併せ、金融商品取引法第 24 条の 4 の 5 第 1 項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訂正の対象となる内部統制報告書

第 47 期 内部統制報告書	(自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)
第 48 期 内部統制報告書	(自 平成 22 年 4 月 1 日 至 平成 23 年 3 月 31 日)
第 49 期 内部統制報告書	(自 平成 23 年 4 月 1 日 至 平成 24 年 3 月 31 日)
第 50 期 内部統制報告書	(自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日)
第 51 期 内部統制報告書	(自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日)

#### 2. 訂正の内容

上記の各内部統制報告書の記載事項のうち、3【評価結果に関する事項】を以下の通り訂正いたします。

##### (1) 第 47 期 内部統制報告書 (自 平成 21 年 4 月 1 日 至 平成 22 年 3 月 31 日)

##### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

代表取締役社長である兼子孝夫は、上記の財務報告に係る内部統制の評価手続を実施した結果、平成22年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でない判断しました。

### 記

平成26年6月26日当社従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに外部の専門家から構成される第三者調査委員会(委員長：宇澤 亜弓 氏)を設置し、調査を実施致しました。当該調査の結果、当社従業員により架空売上の計上及び原価の付け替え等の不正行為が行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正し、平成22年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成26年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、特定顧客を継続して担当した従業員により受注業務に係る書類の偽造が行われており、これに係わるモニタリングが不十分であったこと等から牽制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及びモニタリングにおける脆弱性が当該不正行為の発生を許し、且つその発見が遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底
- (2) 内部通報制度の活性化
- (3) 定期的人事ローテーションの実施
- (4) 管理部門の連携強化
- (5) 業務実態の適正な把握
- (6) 業務実態の適正な管理
- (7) 外部牽制機能

なお、これらの詳細につきましては、平成26年8月14日開示の第三者調査委員会による報告書をご参照ください。

(2) 第48期 内部統制報告書 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

### 3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

当社の代表取締役社長である室町義昭は、上記の財務報告に係る内部統制の評価手続を実施した結果、平成23年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、重要な欠陥に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

## 記

平成26年6月26日当社従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに外部の専門家から構成される第三者調査委員会(委員長：宇澤 亜弓 氏)を設置し、調査を実施致しました。当該調査の結果、当社従業員により架空売上の計上及び原価の付け替え等の不正行為が行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正し、平成22年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成26年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、特定顧客を継続して担当した従業員により受注業務に係る書類の偽造が行われており、これに係わるモニタリングが不十分であったこと等から牽制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及びモニタリングにおける脆弱性が当該不正行為の発生を許し、且つその発見が遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底
- (2) 内部通報制度の活性化
- (3) 定期的人事ローテーションの実施

- (4) 管理部門の連携強化
- (5) 業務実態の適正な把握
- (6) 業務実態の適正な管理
- (7) 外部牽制機能

なお、これらの詳細につきましては、平成26年8月14日開示の第三者調査委員会による報告書をご参照ください。

(3) 第49期 内部統制報告書（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

当社の代表取締役社長である室町義昭は、上記の財務報告に係る内部統制の評価手続を実施した結果、平成24年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

記

平成26年6月26日当社従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに外部の専門家から構成される第三者調査委員会（委員長：宇澤 亜弓 氏）を設置し、調査を実施致しました。当該調査の結果、当社従業員により架空売上の計上及び原価の付け替え等の不正行為が行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正し、平成22年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成26年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、特定顧客を継続して担当した従業員により受注業務に係る書類の偽造が行われており、これに係わるモニタリングが不十分であったこと等から牽制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及びモニタリングにおける脆弱性が当該不正行為の発生を許し、且つその発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底
- (2) 内部通報制度の活性化
- (3) 定期的人事ローテーションの実施
- (4) 管理部門の連携強化
- (5) 業務実態の適正な把握
- (6) 業務実態の適正な管理
- (7) 外部牽制機能

なお、これらの詳細につきましては、平成26年8月14日開示の第三者調査委員会による報告書をご参照ください。

(4) 第50期 内部統制報告書（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

3 【評価結果に関する事項】

(訂正前)

当社の代表取締役社長である小島基は、上記の財務報告に係る内部統制の評価手続を実施した結

果、平成25年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

#### 記

平成26年6月26日当社従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに外部の専門家から構成される第三者調査委員会(委員長：宇澤 亜弓 氏)を設置し、調査を実施致しました。当該調査の結果、当社従業員により架空売上の計上及び原価の付け替え等の不正行為が行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正し、平成22年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成26年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、特定顧客を継続して担当した従業員により受注業務に係る書類の偽造が行われており、これに係わるモニタリングが不十分であったこと等から牽制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及びモニタリングにおける脆弱性が当該不正行為の発生を許し、且つその発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底
- (2) 内部通報制度の活性化
- (3) 定期的人事ローテーションの実施
- (4) 管理部門の連携強化
- (5) 業務実態の適正な把握
- (6) 業務実態の適正な管理
- (7) 外部牽制機能

なお、これらの詳細につきましては、平成26年8月14日開示の第三者調査委員会による報告書をご参照ください。

(5) 第51期 内部統制報告書(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)

#### 3【評価結果に関する事項】

(訂正前)

当社の代表取締役社長である小島基は、上記の財務報告に係る内部統制の評価手続を実施した結果、平成26年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

(訂正後)

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼすこととなり、開示すべき重要な不備に該当すると判断しました。したがって、当連結会計年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効でないと判断しました。

#### 記

平成26年6月26日当社従業員による不正行為が発覚いたしました。当社は直ちに外部の専門家から構成される第三者調査委員会(委員長：宇澤 亜弓 氏)を設置し、調査を実施致しました。当該調査の結果、当社従業員により架空売上の計上及び原価の付け替え等の不正行為が行われており、結果として不適切な会計処理を行っていたことが確認されました。

これに伴い当社は、過年度の決算を訂正し、平成22年3月期から平成26年3月期までの有価証券報告書、及び平成24年3月期第1四半期から平成26年3月期第3四半期までの四半期報告書の訂正

報告書を提出することといたしました。

本件不正行為は、特定顧客を継続して担当した従業員により受注業務に係る書類の偽造が行われており、これに係わるモニタリングが不十分であったこと等から牽制が有効に機能しなかったことによるものであります。

以上のことから当社は、全社的な内部統制及びモニタリングにおける脆弱性が当該不正行為の発生を許し、且つその発見に遅れが生じたものと認識しております。

当社は、財務報告に係る内部統制の重要性を認識しており、第三者調査委員会の報告等を踏まえ、以下の再発防止策を講じてまいります。

- (1) コンプライアンス意識の徹底
- (2) 内部通報制度の活性化
- (3) 定期的人事ローテーションの実施
- (4) 管理部門の連携強化
- (5) 業務実態の適正な把握
- (6) 業務実態の適正な管理
- (7) 外部牽制機能

なお、これらの詳細につきましては、平成 26 年 8 月 14 日開示の第三者調査委員会による報告書をご参照ください。

以 上